

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則より）

医師の診察により、以下の疾患と診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となり、登校する際は、医師の証明書が必要となります（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は医療機関からの証明書の取得は不要です）。なお、以下の疾患と診断された場合は、学校へ御連絡ください。

区分	学校感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医又は医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(注)	病状により学校医又は医師が感染のおそれがないと認めるまで

\*ただし、病状により学校医その他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めたときは、この限りではありません。

(注) 学校で感染症が流行した場合にその流行を防ぐため、必要あれば第3種の感染症として、学校医、又はその他の医師の判断で出席停止になる疾患です。出席停止の判断は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生、流行の態様などを考慮の上、医師が判断する必要があります。